

令和2年度10月定例記者会見 次第

日時：10月26日（月）13時30分～

会場：糸島市役所 庁議室

【出席者】

〔伊都国記者会〕朝日新聞社、糸島新聞社、西日本新聞社、毎日新聞社、
読売新聞社、NHK福岡放送局、時事通信社

〔糸島市〕 市長、副市長、教育長

関係部課 （人権福祉部）人権・男女共同参画推進課
（産業振興部）商工観光課、農林水産課

- 1 市長あいさつ・市長短信 ●短信資料

- 2 11月のイベント ●イベント情報

- 3 案件
 - (1) コロナに負けるな！糸島シトラスリボンプロジェクト
(人権・男女共同参画推進課) ●資料1
 - (2) 観光事業者応援クーポン事業「WELCOME 糸島キャンペーン」
(商工観光課) ●資料2
 - (3) 旬のサワラを堪能できる「第6回糸島さわらフェア」
(農林水産課) ●資料3

- 4 懇談・その他

■次回定例記者会見の開催日時（予定）

日時：11月24日（火）13時30分～

場所：糸島市役所 庁議室



コロナに負けるな！

糸島市民みんなに広げようシトラスリボンプロジェクト

●糸島シトラスリボンプロジェクト

「コロナ禍の中にもいなくても、みんなが心から暮らしやすいまちを今こそ」
コロナ禍でも差別や偏見に負けない思いやりのある、人に優しいまちを目指して、糸島市は、シトラスリボンプロジェクトを推進していきます。



●”シトラスリボンプロジェクト”とは

コロナ禍で生まれた差別や偏見を耳にした愛媛の有志がつくったプロジェクト。特産品の柑橘にちなんで、シトラス色のリボンや専用ロゴを身に着けて、「ただいま」「おかえり」の気持ちを表す活動です。
日頃から、あいさつし合える関係があれば、安心して検査を受けたり、困ったことを相談したりでき、ひいては感染拡大を防ぐことにもつながります。

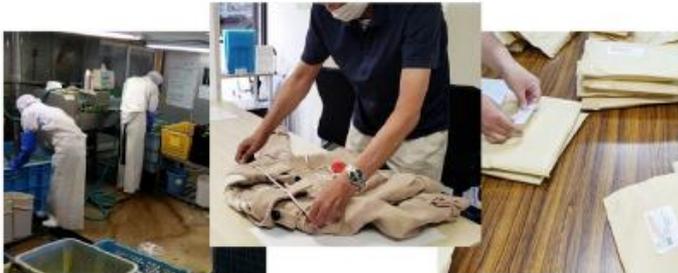
シトラスリボンの3つの輪が示すもの



◎糸島市での取り組み

1. シトラスリボンをモチーフとしたグッズによる啓発活動

- ・市内の障害者福祉施設で構成される「糸島市スマイルネットワーク」が賛同し、障がい者の就労支援事業などの施設で、シトラスリボンがデザインされたストラップやピンバッジ、マスク、お菓子などのグッズを新しく制作し、販売していきます。
- ・糸島市スマイルネットワークが考案、作成したシトラスリボンストラップを啓発物品として市が約6,000個を購入します。



リボンなどの啓発物品・グッズの作成風景



啓発物品の一部を紹介した展示コーナー

糸島市スマイルネットワーク

糸島市にある障がいのある方々を支援している福祉施設が、糸島市の福祉の向上と相互連携を目的に作った団体です。障害者就労支援事業所など、11団体が加盟しています。

2. 各校区の人権同和教育推進協議会支部で啓発

各校区のコミュニティセンターを拠点とする「糸島市人権同和教育推進協議会」の支部活動で、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識と理解の啓発のためシトラスリボンストラップを配布し、シトラスリボンプロジェクトの周知を図っていきます。また、公共施設等にシトラスリボンストラップを設置する予定です。

3. 市内医療機関や飲食店での周知活動

市内医療機関や飲食店にポスターを掲示して、プロジェクトの周知を図るとともに、協賛の輪を広げていきます。

4. 保育所・幼稚園、小中学校のこどもたちとのコラボを計画中

市内の子どもたちに作成キットを配布し、自分たちでシトラスリボンを作ってもらうことで、コロナについて知ったり、差別や偏見について考えてもらったりする機会になればと計画しています。

5. 糸島市職員人権・同和問題研修会開催

「新型コロナとハンセン病～感染症差別について考える～」全12回（10月12日～14日）の分散型研修会に、延べ422人の職員が受講しました。

その中で、プロジェクトについて周知しています。

今後はプロジェクト推進の担い手としても活動してもらいます。



●糸島市スマイルネットワーク会長より

月形市長へシトラスリボンの納品（写真撮影）

糸島市スマイルネットワーク会長の挟間健史さんと、副会長の三善史博さんより、月形市長へシトラスリボンの納品を行います。

【来訪者】

- ・挟間健史さん（S52.1.20 生・多機能型事業所糸島たんぼぼ 代表）
- ・三善史博さん（S55.1.29 生・障がい者しごと支援センター木の実 総合施設長）

【問い合わせ先】

人権福祉部 人権・男女共同参画推進課
担当：山本、田中
TEL：332-2075
メール：jinkendanjo@city.itoshima.lg.jp

観光事業者応援クーポン事業 11月1日スタート WELCOME 糸島キャンペーン

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の観光事業者を応援するため、市内宿泊施設、飲食店、クラフト工房、物産・土産店などで使用できるクーポン券を発行します。

地域の観光消費を喚起し、市内観光業の活性化を図ります。

1. クーポン券の概要

糸島市内の本事業登録観光事業者店舗で利用できるクーポン券を発行し、市内の本事業登録宿泊施設に宿泊する観光客先着 7,000 人に配布します。

① 名 称	WELCOME 糸島クーポン
② 発 行 者	一般社団法人糸島市観光協会 ※糸島市の事業補助として実施
③ クーポン券額面	1冊 5,000 円分 【内訳】>宿泊施設での宿泊代金支払いに使用 3,000 円 (1枚) >その他観光事業所店舗で使用 2,000 円 (500円×4枚)
③ 発 行 部 数	7,000 冊 (先着順)
⑤ 発 行 額 面	3,500 万円
⑥ 配 付 期 間	令和2年11月1日から令和3年2月28日まで
⑦ 使 用 期 間	令和2年11月1日から令和3年2月28日まで
⑧ 配 布 対 象 者	糸島市内の本事業登録宿泊施設に宿泊した者 ※宿泊税を除いた宿泊代金が一人 3,000 円を下回る場合や宿泊代金がかからない乳幼児等は対象外。
⑨ 配 布 場 所	糸島市内の本事業登録宿泊施設
⑩ 参 画 事 業 所	令和2年10月20日現在 81 事業所 ※宿泊施設 14、その他 67

【問い合わせ先】

一般社団法人糸島市観光協会 担当：松田

TEL：092-322-2098

メール：welcome@kanko.itoshima.jp

■「WELCOME糸島クーポン」の使用例

※1冊5,000円（宿泊1枚3,000円＋その他1枚500円×4）

宿泊

(3,000円分)

◆1泊料金10,000円の宿泊施設の場合（G・O・T・Oトラベル併用）

【①G・O・T・Oトラベル適用分】

宿泊料金から3,500円の割引

※別途地域共通クーポン2,000円配布（15%1,500円を四捨五入）

【②WELCOME糸島クーポン】

①の残金6,500円から3,000円割引

➤現地で3,500円の支払い

その他

(2,000円分)

◆観光地へのタクシー移動 4,000円

➤WELCOME糸島クーポン4枚（2,000円分）使用し、2,000円支払い。

◆クラフト工房で陶芸体験 2,640円

➤WELCOME糸島クーポン4枚（2,000円分）使用し、640円の支払い。

◆食事処で海鮮丼を堪能 1,750円

➤WELCOME糸島クーポン3枚（1,500円分）使用し、250円の支払い。

◆海沿いのカフェでスイーツを堪能 1,100円

➤WELCOME糸島クーポン2枚（1,000円分）使用し、100円の支払い。

◆温浴施設で入浴 660円

➤WELCOME糸島クーポン1枚（500円分）使用し、160円の支払い。

◆農水産物直売所や物販施設でお買い物 3,000円

➤WELCOME糸島クーポン4枚（2,000円分）使用し、1,000円の支払い。

泊まりがお得！
泊まればお得！



WELCOME

糸島

キャンペーン！

2020.11.1^日 ▶ 2021.2.28^日

キャンペーン概要

- ◆期間中、糸島市内のキャンペーン登録宿泊施設に宿泊^(※1)すると、
先着7,000名様^(※2)に限り宿泊代金が3,000円OFFに！^(※3、4)
- ◆さらに、市内のキャンペーン登録店舗で使える
2,000円分のクーポン券^(※5)が付いてくる！



GoToトラベル^(※6)と併用すればさらにお得に！

さあ、この機会に
糸島に泊まりで出かけよう！



一般社団法人 糸島市観光協会 (地域DMO登録候補法人)

〒819-1116 福岡県糸島市前原中央1丁目1番18号 TEL: 092-322-2098
公式HP: <http://www.kanko-itoshima.jp/>

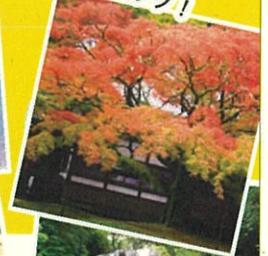
キャンペーン登録宿泊施設・店舗情報は、
右のQRコードを読み込むか、
糸島市観光協会ホームページ
<http://www.kanko-itoshima.jp/>
からご確認ください。



注意事項

- ※1: 宿泊予約される際に、本キャンペーンの対象となるか必ずご確認ください。宿泊施設の日帰り利用はキャンペーンの対象となりません。
- ※2: 糸島市内の登録宿泊施設への宿泊者合計。
- ※3: 宿泊費を除いた宿泊代金が1人3,000円を下回る場合や、宿泊代金がかからない乳幼児等はキャンペーンの対象となりません。
- ※4: 連泊される場合も「1回」の宿泊利用とみなします。
- ※5: クーポン券は宿泊施設チェックイン時にお渡しします。500円の4枚つづりで登録店舗での支払いに利用できます。おつりは出ません。
- ※6: GoToトラベル事業については、GoToトラベル事業公式サイト <https://goto.jata-net.or.jp/>からご確認ください。

そもそも糸島ってどこ？という方は
Instagramで#糸島をチェック！



表

No.00000

WELCOME 糸島 クーポン!

有効期限 2021年2月28日

糸島市内の「WELCOME 糸島キャンペーン」登録店舗での支払いに、利用できるクーポンです。

登録店舗は、QRコードからご確認ください。

〈裏面の注意事項もご確認ください。〉



発行 一般社団法人糸島市観光協会

切り取り線

WELCOME 糸島クーポン!

¥500

切り取り線

WELCOME 糸島クーポン!

¥3,000 (宿泊代金用)

裏

WELCOME 糸島 クーポン!

有効期限 2021年2月28日

〈クーポンご利用の注意事項〉

◆登録店舗での会計時に切り取らず、このまま提示してください。切り取り無効!

◆おつりは出ません。

◆現金との交換はできません。

◆有効期限を過ぎたら利用できません。

発行 一般社団法人糸島市観光協会

¥500

このクーポンは「WELCOME 糸島キャンペーン」登録店舗で利用できます。
※おつりは出ません。

¥500

このクーポンは「WELCOME 糸島キャンペーン」登録店舗で利用できます。
※おつりは出ません。

¥500

このクーポンは「WELCOME 糸島キャンペーン」登録店舗で利用できます。
※おつりは出ません。

¥500

このクーポンは「WELCOME 糸島キャンペーン」登録店舗で利用できます。
※おつりは出ません。

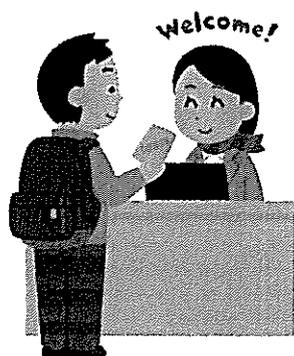
¥3,000 (宿泊代金用)

このクーポンは「WELCOME 糸島キャンペーン」登録宿泊施設で利用できます。
※対象は宿泊代金のみです。おつりは出ません。

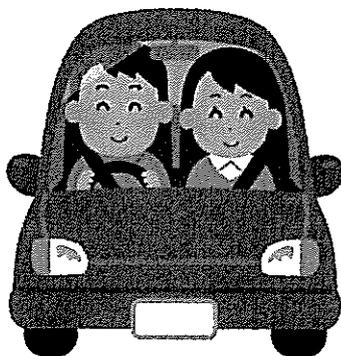
WELCOME 糸島キャンペーンの利用の流れ



①観光客は糸島市内のキャンペーン登録宿泊施設に宿泊予約



②予約した宿泊施設へのチェックインで糸島市内の登録観光事業者店舗で使えるクーポン券 2,000 円分 (500 円 × 4 枚) GET & 宿泊代金 3,000 円 OFF !



③観光客はクーポン券をもって糸島観光へ。



④観光客は糸島市内の登録観光事業者店舗での支払いにクーポン券を利用。

※クーポン券の有効期限は 2021 年 2 月 28 日まで

令和2年度 WELCOME糸島キャンペーン事業参加店舗募集要領

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内観光事業者（宿泊施設、飲食店、クラフト工房、物産・土産物店など）を支援するため、地域の観光消費を喚起し、市内観光業の活性化を図ることを目的とします。

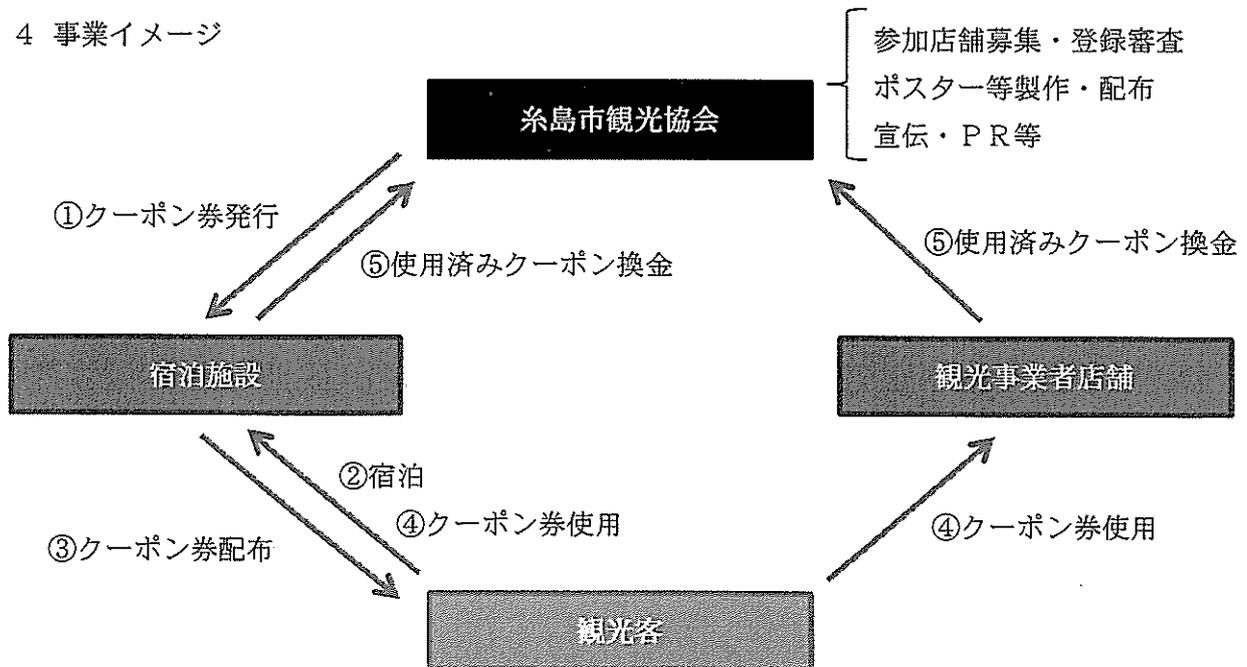
2 事業の内容

糸島市内観光事業者店舗で利用可能なクーポン券を発行し、市内宿泊施設に宿泊する観光客に配布します。※事業の実施にあたって事業者さまにご負担いただく費用などはありません。

3 クーポン券について

- | | |
|-------------|---|
| (1) 名称 | WELCOME糸島クーポン(以下「クーポン券」という。) |
| (2) 発行者 | 一般社団法人糸島市観光協会(以下「糸島市観光協会」という。) |
| (3) 発行額 | 3,500万円 |
| (4) 発行部数 | 7,000冊 |
| (5) クーポン券額面 | 1冊5,000円 ※宿泊施設での宿泊代金支払いに使えるクーポン3,000円分+その他観光事業者店舗で使えるクーポン2,000円分(500円×4枚) |
| (6) 配布期間 | 令和2年11月1日から令和3年2月28日まで |
| (7) 使用期間 | 令和2年11月1日から令和3年2月28日まで |
| (8) 配布対象者 | 糸島市内の本事業登録宿泊施設に宿泊をした者 |
| (9) 配布場所 | 糸島市内の本事業登録宿泊施設 |

4 事業イメージ



5 クーポン券の使用対象にならないもの

- (1) 商品券、切手、印紙、プリペイトカード等の換金性の高いものの購入
- (2) たばこ
- (3) 国や地方自治体への支払い（宿泊税など）
- (4) 現金との換金
- (5) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第122 号）第2 条に規定する営業に係る支払い
- (6) 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (7) クーポン券の交換又は売買

6 参加店舗の登録資格

糸島市内に店舗、事業所等を有する観光事業者とし、次の（1）から（7）に該当する事業者を除いたもので、糸島市内の店舗、事業所等に限り参加店舗として登録できるものとします。ただし、宿泊事業者は、旅館業法第2 条第1 項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設、住宅宿泊事業法第3 条第1 項の届出に係る住宅に限ります。

- (1) 主に日用品を販売する事業者（コンビニエンスストア、ドラッグストア、スーパーマーケット、ホームセンターなど）
- (2) 大手企業のチェーン店、フランチャイズ店
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第122 号）第2 条第5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者
- (4) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- (5) 上記「3 クーポン券の使用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (6) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号）第2 条第2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- (7) その他、本事業の趣旨とそぐわないと糸島市観光協会が判断した事業者

7 参加店舗の責務等

- (1) 参加店舗の新型コロナウイルス感染症対策については、業種別のガイドラインを遵守し、十分な感染防止策を講じてください。
なお、感染防止策の実施状況について、抜き打ちの現地調査を行う場合があります、あらかじめご了承ください。
- (2) 参加店舗であることが明確になるよう、ポスター、ステッカー等を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (3) 持ち込まれたクーポン券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポン券と判別できる場合は、クーポン券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに糸島市観光協会まで報告してください。

- (4) クーポン券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出さないでください。また、不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) クーポン券の交換及び売買は行なわないでください。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたクーポン券のみ換金可能です。
- (6) 参加店舗自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (7) 受け取ったクーポン券は他店で使用せず、必ず換金してください。
- (8) 受け取ったクーポン券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は参加店舗の責任とします。
- (9) 福岡県暴力団排除条例及び糸島市暴力団排除条例を遵守してください。

8 参加店舗登録手続について

(1) 申請方法

この「募集要領」に同意のうえ、下記の書類を糸島市観光協会まで郵送または直接持参してください。

- ①参加店舗登録申請書 兼 誓約書
 - ②振込を希望する口座の通帳写し（※見開き1ページ目、表面）
 - ③旅館業営業許可証もしくは住宅宿泊業（民泊）の標識の写し（※宿泊事業者のみ）
- ※登録手数料は不要

(2) 申請書の提出先

一般社団法人糸島市観光協会 〒819-1116 福岡県糸島市前原中央1-1-18

(3) 申請期間 令和2年10月8日から令和2年10月31日まで

その後も随時申請を受付けます。

(4) 申請後の審査

申請のあった事業者は、糸島市観光協会の審査を経て、参加店舗として登録します。審査結果については、後日郵送で通知します。

(5) その他

- ① 個別の店舗ごとに申し込んでください。糸島市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を作成してください。
- ② 審査結果の通知と合わせて、クーポン見本、店舗掲示用のポスター・ステッカー、使用済クーポン券の換金請求書等を郵送します。

9 換金について

(1) 換金方法

毎月月末締めで使用済みクーポン券と換金請求書を糸島市観光協会へ提出してください。

(2) 換金に必要なもの

- ①使用済クーポン券
- ②換金請求書
- ③宿泊者名簿（※宿泊事業者のみ）

※換金手数料及び振込手数料は不要

(3) 換金期間 令和2年12月1日から令和3年3月15日まで

窓口営業時間 9:00～17:00

※年末年始(令和2年12月29日から令和3年1月3日まで)を除く。

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんのでご注意ください。

(4) 入金までの日数

下表の期間中、換金受付後、概ね7日以内に指定された口座に糸島市観光協会から振り込みます。換金が集中した場合などは若干遅れる場合もありますので、予めご了承ください。

	換金受付期間	振込予定日
第1回(11月分)	12月1日(火)～12月15日(火)	受付から7日以内
第2回(12月分)	1月4日(木)～1月15日(金)	
第3回(1月分)	2月1日(月)～2月15日(月)	
第4回(2月分)	3月1日(月)～3月15日(月)	

10 参加店舗登録の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合や不正が判明した場合、換金の拒否や参加店舗の登録を取り消す場合があります。登録の取り消しに伴う店舗の損失については、糸島市観光協会は一切補償しません。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

11 その他留意事項

- (1) この「募集要領」に記載されていない事項は、糸島市観光協会へお問い合わせください。
- (2) 参加店舗情報(店舗名称、所在地、業種等、店舗ホームページURL)は、糸島市観光協会ホームページ内の本事業特設ページに一覧表を掲載し、随時更新します。

<申込先及び問い合わせ先>

一般社団法人糸島市観光協会 〒819-1116 福岡県糸島市前原中央1-1-18

電話 092-322-2098 FAX 092-332-7508

担当: 松田

脂が乗った旬のサワラの創作料理を堪能できる

第6回 糸島さわらフェア

糸島の隠れた逸品“サワラ”を味わう
期間：11月7日（土）～12月6日（日）

サワラは、きめ細かな脂と柔らかな触感が特徴で、糸島では水揚げが多い魚の一つ。特に秋から冬にかけて脂の乗りが良くなります。このようなサワラのおいしさを知ってもらおうと「糸島さわらフェア」を開催します。フェアの参加店舗では、サワラを使った自慢の創作料理を提供します。この機会にぜひ、ご賞味ください。



■フェア参加店舗一覧

店舗名	所在地	電話番号	商品券
志摩の海鮮丼屋	志摩津和崎 33-1 志摩の四季内	327-4033	○
プティール倶楽部 伊都国	浦志 366-2	331-2220	○
美咲亭	荻浦 495-2	321-1039	○
焼とり雲海	前原西 1-8-23	323-6133	○
旨海寿（しみず）	前原駅南 3-19-39	330-7330	○
ゲストハウス Sankai 伊都ハウス	南風台 8-3-7	332-8160	—
伊都の寿司 にし川	志摩御床 2162-37	332-0222	○
ろばた焼 酔々亭(すいすいてい)	志摩師吉 123-1	327-2017	○
古材の森	前原中央 3-18-15	321-4717	—
味楽寿司	加布里 43-2	322-2238	○
民宿・食事処 なぎさ	志摩芥屋 865	328-2047	○
鯛らーめん穂と花（一力寿司内）	高田 5-20-8	323-2015	○
皓の月（こうのつき）	福岡市中央区渡辺通 2-9-9 ニューガイア渡辺通ビル 3F	791-9989	—
鮨・和食 空 ku	福岡市西区宮浦 1147-3	805-9007	—
炉端焼 波津城（はつしろ）	福岡市西区上山門 2-1-33	882-1808	—
特鮮 本鱈の販売所			
JF 糸島 志摩の四季	志摩津和崎 33-1	327-4033	○

※仕入れの状況により、サワラ料理を提供できない場合があります。事前にお問い合わせください。



「特鮮 本鯖」

糸島漁業協同組合では、サワラの生メや水氷冷却による高鮮度処理を施したサワラを“特鮮 本鯖”としてブランド化しています。JF 糸島志摩の四季では“特鮮 本鯖”を販売しています。

【定義】

11月1日以降、1本釣りで獲れた2.5kg以上のサワラに、高鮮度処理※別紙参照を施したものの



(関連イベント)

■JF 糸島×地魚 BANK スペシャルコラボ企画

糸島さわらフェアのキックオフに伴い、糸島漁協と地魚 BANK のコラボイベントを開催します。

【日時】 11月8日(日) 18時～

【場所】 古材の森

【主催】 馬淵崇さん(地魚 BANK)、JF 糸島

【内容】

- ・地魚トーク(動画上映、サワラ釣り漁師のお話、糸島漁協の取り組みなど)
- ・地元料理研究家・佐藤彰子さんによる捌き実演
- ・お食事「特製本鯖御膳」
- ・お土産受け渡し
- ・地魚 BANK 活動写真展示

【募集人員】 25名

【参加費】 5,000円(お食事・ドリンク付き、地魚のお土産)

【応募方法】 ①名前、②連絡先、③メールアドレス、④参加人数を下記まで連絡

【申し込み・問い合わせ】 馬淵 ☎ itoshima39@gmail.com

【問い合わせ先】

産業振興部 農林水産課

担当：松尾

TEL：332-2088

メール：norinsuisan@city.itoshima.lg.jp